

主 文

本件再審査請求を棄却する。

理 由

第1 再審査請求の趣旨及び経過

1 趣 旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による休業補償給付を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めるというにある。

2 経 過

請求人は、平成〇年〇月〇日、A県B市所在の会社C（以下「会社」という。）にパートタイム労働者として雇用され、紳士服の販売業務に従事していた。

請求人によると、平成〇年〇月下旬から同年〇月〇日にかけて、上司である副店長から日常的にいじめやパワーハラスメント（以下「パワハラ」という。）を受けたため、食欲がなくなり、不眠、頭痛の症状が現れたほか、体重も減少し、朝起きても体が動かないような状態になっていたとしている。

請求人は、平成〇年〇月〇日、クリニックDに受診し「うつ病」と診断されて療養を継続した。請求人は、上司からの暴言に耐え続けたことが原因で精神障害を発病したとして、監督署長に休業補償給付を請求したところ、監督署長は、請求人の精神障害は業務上の事由によるものとは認められないとして、これを支給しない旨の処分をした。

請求人は、この処分を不服として、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に審査請求をしたが、審査官は、平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却したので、請求人は、さらに、この決定を不服として、本件再審査請求に及んだものである。

第2 再審査請求の理由

（略）

第3 原処分庁の意見

(略)

第4 争 点

本件の争点は、請求人に発病した精神障害が業務上の事由によるものであると認められるか否かにある。

第5 審査資料

(略)

第6 事実の認定及び判断

1 当審査会の実事の認定

(略)

2 当審査会の判断

(1) 労働局地方労災医員協議会(精神障害等専門部会)(以下「専門部会」という。)

の意見書によると、請求人は平成〇年〇月上旬頃にICD-10診断ガイドラインの「F43.2 適応障害」を発病したとされている。

当審査会としても、請求人に発病した疾病について、請求人の自訴及び医証などを勘案すると、専門部会の判断は妥当であると判断する。

(2) ところで、精神障害の業務起因性の判断に関しては、厚生労働省労働基準局長が「心理的負荷による精神障害の認定基準について」(平成23年12月26日付け基発第1226第1号。以下「認定基準」という。)を策定しており、当審査会としてもその取扱いを妥当なものと考えことから、以下、認定基準に基づき検討する。

(3) 請求人らは、請求人に発病した精神障害に係る業務上の出来事として、平成〇年〇月下旬から同年〇月〇日の間に副店長から叱責や嫌がらせなどのパワハラを受けたことを主張している。当審査会において、請求人らがパワハラである旨主張する副店長の言動について、その発言の経緯や意図を子細に検討したところ、仮に請求人らが主張する通りの言動があったとすると、職場における上司の言動としては適切とは言い難い表現が含まれているとは言えるものの、いずれの発言についても請求人に対する悪意や嫌がらせの意図があったとは判断できないものであり、さらに、その表現についても、社会通念上、許容し難い暴言であったとも言えないものであると判断する。

したがって、認定基準別表1の具体的出来事「上司とのトラブルがあった」

(平均的な心理的負荷の強度「Ⅱ」)に当てはめて検討した場合においても、決定書理由第2の2の(2)のウの(イ)に説示するとおり、その心理的負荷の総合評価は「弱」であると判断する。

なお、請求代理人は、請求人が平成〇年〇月頃まで社会生活、家庭生活及び職務上何らの問題なく生活しており、家族関係等に関する話は、副店長等の作り話であるとして、個体側要因は一つもなく、業務以外の心理的負荷はなかった旨主張しているが、請求人は会社において就労する前から精神科への通院歴があり、「情緒不安定性人格障害」と診断されていることから、精神的に脆弱若しくは不安定な状態であった可能性は否定できないものである。

さらに、請求人提出の資料を子細に検討したが、前記判断を左右するに足りるものは見出せなかったことを付言する。

(4) 以上を総合すると、請求人の業務による心理的負荷の総合評価は「弱」であり、「強」には至らず、請求人に発病した精神障害は業務上の事由によるものとは認められない。

3 以上のとおりであるので、監督署長が請求人に対してした休業補償給付を支給しない旨の処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はない。

よって主文のとおり裁決する。